

国民健康保険・長寿医療制度（後期高齢者医療制度）・介護保険からのお知らせ

◎4月から保険料（税）の『仮徴収』が始まります

平成21年度の各保険料（税）について、これまで年金から差し引かれていた方、そして、平成20年4月2日から10月1日までに加入した方で年金から差し引くことが可能になった方は、4月から『仮徴収』が始まります。

本来、保険料（税）は、前年の所得で計算しますが、4月の段階ではまだ平成20年の所得が確定していませんので、これまで年金から差し引かれていた方は、4・6・8月の年金から暫定的に2月分の保険料（税）と同じ額を差し引きます。平成20年4月2日から10月1日までに加入した方は、前々年の所得を基に仮の保険料（税）を計算して、年金から暫定的に差し引きます。

平成21年度の年間保険料（税）については、6月または7月にお知らせしますが、この正式な保険料（税）を決定する前に暫定的に徴収することを、『仮徴収』といいます。

<保険料（税）が年金から差し引かれる場合の特別徴収のイメージ>

仮 徴 収			本 徴 収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険料(税)を納めます。			前年の所得が確定後、年間保険料(税)額から仮徴収分を差し引いた額を三期に分けて納めます。		

◎年金から差し引かれている方でも、口座振替に変更することができます（介護保険は除く）

現在、国民健康保険税または長寿医療制度（後期高齢者医療制度）で、保険料（税）を特別徴収（年金からの差し引き）で納めている方やこれから特別徴収で納める見込みがある方は、手続きによって口座振替に変更することができます。

申請手続きは随時受け付けていますが、年金からの差し引きを中止するまでに、申請から2・3カ月かかりますのでご了承ください。

◎国民健康保険・長寿医療制度（後期高齢者医療制度）加入者の皆さんへ 市民プール水中運動教室の受講料助成を行います

市では、国民健康保険に加入している方を対象に、市民プールでの水中運動教室受講料を助成していますが、4月より長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入している方も、水中運動教室受講料を助成することになりました。

水中運動は、健康の維持増進に効果がありますので、ぜひご利用ください。

●対象者 水中運動教室を受ける時点で、市国民健康保険または長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入している方

●助成額 1教室の受講料月額2,000円のうち、1,000円を助成

●申込方法 市民プールの窓口で申し込みを随時受け付けています。申し込み時保険証を提示してください。

※スポーツ安全保険（年間1,600円）への加入が必須となります。

※教室は、『元気アップ』『アクアビクス』『らくらくシェイプアップ』など8つのプログラムがあります。プログラムの詳しい内容などは、市民プール『らくあ』（☎5588）へお問い合わせください。

問い合わせ 国保・医療給付グループ（☎51771）、年金・長寿医療グループ（☎52137）、高齢・介護グループ（☎5720）